

 \bigcirc

 \bigcirc

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

第1702号

印 刷 岡田印刷株式会社

平成17年10月14日金曜日 第1702号

次 ♦ 示 救急病院の撤回......1039 指定居宅支援事業の廃止(3件)......1039 大規模小売店舗の新設の届出の概要等......1040 土地改良区の定款変更の認可......1041 土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧......1041 愛媛県森林病害虫等防除事業補助金交付規程の一部改正......1041 公有水面埋立工事のしゅん功認可(3件).....1041 道路の区域変更(一般国道319号).....1043 道路の区域変更(県道久谷森松停車場線)......1044)1044 道路の供用開始(道路の区域変更(県道野佐来八幡浜線)......1044)1044 " 道路の区域変更(県道土居魚成線)......1045)1045 道路の供用開始(道路の区域変更(県道網代鳥越線)......1045)1045 道路の供用開始(道路の区域変更(県道一本松城辺線)......1046 道路の供用開始()1046 道路の区域変更(県道高茂岬船越線)......1046 道路の供用開始(")1046 開発行為に関する工事の完了......1046 教育委員会規則 愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則......1047 県立中学校の廃止及び県立中等教育学校の設置に伴う関係教 育委員会規則の整備に関する規則......1047 教育委員会告示 博物館に相当する施設の指定の取消し......1058

平成18年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項......1058

平成18年度愛媛県県立盲学校、	育学校入学者選考実施要項1060 ^{gg} 学校及び養護学校の高等部 1060
教育委	員会訓令
愛媛県教育委員会事務局教育	事務所処務規程等の一部を改正
する訓令	1061
公営1	è業公告
医療機械の購入	1062
医療機械の借入れ(4件)	1063
任 兌	的辞令
公営企業任免辞令(2件)	1067

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1850号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令 第8号)第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。 平成17年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名	称	所	在	地	開設者名
中川病院		松山市南梅	本町甲!	58番地	医療法人中川病 院

○愛媛県告示第1851号

児童福祉法(昭和22年法律第 164 号)第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

声	指	定	居	宅	支	援	事	į	業	者		サービスの種類	廃止は	に係る指定	居宅支	援事	業所	届	出
事業者番号	名		称	主の	たる! 所	事務所 在 地		代表	(者)	の氏行		リーこ人の種類	名	称	所	在	地	年月	3 日
38000300016116	有限会社	土大西	タクシ	今治ī 710番		町新町	甲	別	府	行	義	児童居宅介護	大西ライ	フサポート	今治市 710番 [±]		新町甲	平成	

○愛媛県告示第1852号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年10月14日

声 类	指	定	居	宅	支	援	事	業	1	皆	サ ビュの呑料	廃止に	係る指定	居宅支	援事	業所	届		出
事業者番号	名		称	生の	たる 所	事務所在 地		代表	者の氏	名	サービスの種類	名	称	所	在	地	年	月	日
38000100014113	有限会社	生大西?	タクシ	今治ī 710番	市大西 地 2	町新町 「	₽ ₅	引 虎	F 行	義	身体障害者居 宅介護	大西ライ	フサポート	今治市 710番 ^は	大西町 也 2	「新町甲	平月9月	戊17 月12	年日

○愛媛県告示第1853号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

声 类	指	定	居	宅	支	援	事	業	耆	Ĭ	サ ビュの呑料	廃止に	係る指定	居宅支	援事	業所	届	出
事業者番号	名		称	主の	たる 所	事務所在 地		代表都	音の氏	名	サービスの種類	名	称	所	在	地	年	月日
38000200021117	有限会社	仕大西々	タクシ	今治7 710番	市大西 地 2	町新町	₽ J ₂	別府	行	義	知的障害者居 宅介護	大西ライ	フサポート	今治市 710番 ^は	大西町 也 2	丁新町甲		戈17年 月12日

○愛媛県告示第1854号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成17年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ゲオ今治鳥生店 今治市南鳥牛町三丁目 768 番地 1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

井出 順教

今治市東鳥生町二丁目 1番40号

井原 安久

今治市北鳥生町二丁目 3番20号

髙山 光則

今治市北鳥生町二丁目 3 番22号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ゲオ

愛知県春日井市如意申町五丁目11番3号 代表取締役 沢田 喜代則

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成18年5月23日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1 465平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数 68台
 - イ 駐輪場の収容台数 19台

- ウ 荷さばき施設の面積 40平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量 10立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 及び閉店時刻

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午前1時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時45分から午前1時15分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数 出入口2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる 時間帯

午前9時から午後5時まで

2 届出年月日平成17年9月22日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって は代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域 の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意 見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1855号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定 により、松山市立待堰土地改良区の定款の変更を認可した。 平成17年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1856号

松山市南高井土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・大割地区)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する

平成17年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・大割地区)変更計画書の写し
- (2) 松山市南高井土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間

平成17年10月17日から11月14日まで

3 縦覧場所 松山市役所

○愛媛県告示第1857号

愛媛県森林病害虫等防除事業補助金交付規程(昭和38年7月愛媛県告示514号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

平成17年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第2条の表松くい虫薬剤駆除(地上散布)の項中「5へクタール以上」を「03ヘクタール以上」に改める。

○愛媛県告示第1858号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する 工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2 代表者 愛媛県知事 加戸 守行 松山市御宝町 119 番 1

- 2 埋立区域
- (1) 位置

 $A \perp \boxtimes$

愛媛県宇和島市三浦西新 117 番地先から同市三浦西12

99番3地先までの公有水面

 $B \perp \boxtimes$

愛媛県宇和島市三浦西1299番3地先から同市三浦西12 99番9地先までの公有水面

CI区

愛媛県宇和島市三浦西1299番 9 地先から同市三浦西新 66番13地先までの公有水面

DTX

愛媛県宇和島市三浦西新66番13地先から同市三浦西16 89番3地先までの公有水面

(2) 区域

 $A \perp \boxtimes$

次の1点から3点までを順次直線で結んだ線並びに3 点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+0.89 メートル)の陸と公有水面との接する線に囲まれた区域 基点(愛媛県宇和島市三浦西1315番地内に設置した金 属鋲)は、北緯33度10分01秒、東経132度28分53秒の地 点

1 点は、基点から真北 320 度42分34秒147 .93メートル の地点

2 点は、1 点から真北 147 度33分16秒4 .74メートルの 地点

3 点は、2 点から真北 147 度28分43秒4 21メートルの 地点

B工区

次の4点から5点までを順次直線で結んだ線並びに5点と4点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+0.89メートル)の陸及び大内桟橋と公有水面との接する線に囲まれた区域

基点(愛媛県宇和島市三浦西1315番地内に設置した金属鋲)は、北緯33度10分01秒、東経 132 度28分53秒の地

4点は、基点から真北 319 度48分43秒130 48メートル の地点

5 点は、4 点から真北 146 度13分58秒 10 98 メートル の地点

CI区

次の6点から34点までを順次直線で結んだ線並びに34点と6点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+0.89メートル)の陸及び大内桟橋と公有水面との接する線に囲まれた区域

基点(愛媛県宇和島市三浦西1315番地内に設置した金属鋲)は、北緯33度10分01秒、東経132度28分53秒の地点

6 点は、基点から真北 318 度58分25秒115 59メートル の地点

7点は、6点から真北 146 度30分53秒3 67メートルの 地点

8 点は、7 点から真北 146 度10分29秒5 83メートルの 地点

9点は、8点から真北146度53分11秒4.05メートルの 地点

10点は、9点から真北145度16分42秒4.86メートルの

地点

11点は、10点から真北 143 度44分49秒4 86メートルの 地点

12点は、11点から真北 142 度37分49秒1 .78メートルの 地点

13点は、12点から真北 142 度33分40秒3 .07メートルの 地占

14点は、13点から真北 140 度44分37秒4 85メートルの 地点

15点は、14点から真北 139 度28分02秒4 85メートルの 地点

16点は、15点から真北 137 度51分24秒4 86メートルの 地点

17点は、16点から真北48度26分37秒1 .44メートルの地 点

18点は、17点から真北 137 度19分49秒3 .17メートルの 地点

19点は、18点から真北 227 度20分03秒1 37メートルの 地点

20点は、19点から真北 135 度07分37秒3 .67メートルの地点

21点は、20点から真北 133 度45分56秒7 .72メートルの 地点

22点は、21点から真北 131 度42分27秒4 86メートルの 地点

23点は、22点から真北 130 度10分13秒4 86メートルの 地点

24点は、23点から真北 128 度37分12秒4 86メートルの 地点

25点は、24点から真北 126 度57分48秒2 55メートルの 地点

26点は、25点から真北 127 度00分05秒1 .78メートルの 地点

27点は、26点から真北 127 度05分06秒0 52メートルの 地点

28点は、27点から真北 125 度34分49秒4 85メートルの 地点

29点は、28点から真北 124 度11分39秒3 53メートルの 地点

30点は、29点から真北33度49分59秒1 *4*7メートルの地 占

31点は、30点から真北 122 度55分08秒3 20メートルの 地点

32点は、31点から真北 213 度42分23秒1 50メートルの 地点

33点は、32点から真北 121 度36分27秒7 58メートルの 地点

34点は、33点から真北 119 度08分22秒6 .69メートルの 地点

DΙ区

次の35点から49点までを順次直線で結んだ線並びに49 点と35点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+0.89 メートル)の陸と公有水面との接する線に囲まれた区域 基点(愛媛県宇和島市三浦西1315番地内に設置した金属鋲)は、北緯33度10分01秒、東経 132 度28分53秒の地点

35点は、基点から真北23度32分24秒 13 58 メートルの 地点

36点は、35点から真北 114 度41分50秒3 48メートルの 地点

37点は、36点から真北 113 度20分09秒4 .85メートルの 地点

38点は、37点から真北 111 度22分12秒6 .69メートルの 地点

39点は、38点から真北 109 度13分58秒7 89メートルの 地点

40点は、39点から真北 107 度15分43秒4 .86メートルの 地点

41点は、40点から真北16度36分04秒1 52メートルの地 点

42点は、41点から真北 105 度42分05秒3 .14メートルの 地点

43点は、42点から真北 194 度19分23秒1 51メートルの 地点

44点は、43点から真北 104 度19分49秒1 .60メートルの 地点

45点は、44点から真北 104 度20分34秒4 92メートルの 地点

46点は、45点から真北 102 度21分06秒4 .86メートルの 地点

47点は、46点から真北 101 度19分16秒4 .86メートルの 地点

48点は、47点から真北99度31分54秒5 31メートルの地 占

49点は、48点から真北97度59分00秒4 .72メートルの地 点

(3) 面積

A 工区 7.10平方メートル

B 工区 11.78平方メートル

C 工区 451 .01平方メートル

D 工区 291 27平方メートル

合計 761.16平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成11年3月15日 愛媛県指令港第5号

4 しゅん功認可年月日平成17年10月14日

○愛媛県告示第1859号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する 工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年10月14日

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

宇和島市

宇和島市曙町 1 番地 代表者 宇和島市長 石橋 寛久 宇和島市栄町港 2 丁目 4 番14号

- 2 埋立区域
- (1) 位置

宇和島市遊子2539番 2 地先から同2697番 1 地先までの 公有水面

(2) 区域

次の1点から8点までを順次直線で結んだ線並びに8点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L+2.25メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(宇和島市遊子2539番2地先に設置の標柱)は、 北緯33度12分09秒、東経132度27分26秒の地点

1 点は、基点から真北 149 度42分41秒 20 .00 メートルの地点

2 点は、1 点から真北 201 度29分58秒 13 .10 メートル の地点

3 点は、2 点から真北 149 度42分29秒 34 .44 メートル の地点

4 点は、3 点から真北 149 度42分29秒2 .78メートルの 地点

5 点は、4 点から真北 240 度01分50秒 36 25 メートル の地点

6 点は、5 点から真北 145 度53分41秒1 .00メートルの 地点

7点は、6点から真北 145 度50分36秒 29 .17 メートル の地点

8 点は、7 点から真北 145 度50分29秒2 98メートルの 地点

(3) 面積

4,111.72平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号 昭和49年3月18日 愛媛県指令河第341号
- 4 しゅん功認可年月日 平成17年10月14日

○愛媛県告示第1860号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する 工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、愛南町役場にお

いて告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛南町

南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 代表者 愛南町長 谷口 長治 南宇和郡愛南町城辺甲4179番地 2

- 2 埋立区域
 - (1) 位置

南宇和郡愛南町中泊 771番 2地先の公有水面

(2) 区域

次の1点から7点までを順次直線で結んだ線、7点と8点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L+2.10メートル)における公有水面と陸地との境界線、並びに8点と1点を結んだ線により囲まれた区域

基点(南宇和郡愛南町中泊 771 番 2 地先の町道中泊赤 崎鼻線の道路端に設置された金属鋲)は、北緯32度56分 20秒、東経 132 度29分00秒の地点

1点は、基点から真北309度08分24秒3637メートの地点

2 点は、1 点から真北31度25分12秒 26 30 メートルの 地点

3 点は、2 点から真北 121 度25分48秒1 .00メートルの 地点

4点は、3点から真北31度25分12秒3 40メートルの地 点

5 点は、4 点から真北 301 度25分48秒1 .00メートルの 地点

6 点は、5 点から真北31度25分12秒 23 .64 メートルの 地点

7点は、6点から真北 121 度25分48秒 22 51 メートの 地点

8 点は、7 点から真北 201 度35分05秒 54 .11 メートの 地点

(3) 面積

1,551.65平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号 平成15年2月21日 愛媛県指令港第22号
- 4 しゅん功認可年月日 平成17年10月14日

○愛媛県告示第1861号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年10月14日

道路の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷地幅	の員	延	長	備	考
一般国道		319号		四国中央市新宮町新宮234番 2		IΒ	メートル 10 2~	30 .7	- 人口キ!0. 0			
加工		313-5		더러구스마케스피케스2 3 4亩 2		新	17.6~	36 3	0. 0	50		
"		"		四国中央市新宮町新宮234番 2 か	6	IΒ	5 9~	43 .7	0 3!	50		
"		"		同町新宮256番 1 地先まで		新	5 9 ~ 9 8 ~ 1		0 3! 0 .1			
"		"		四国中央市新宮町新宮256番 1 地	先から	IΒ	5 D~	44 3	0 4	70		
"		"		同町新宮263番 1 地先まで		新	11 .7 ~	45 .0	0 4	70		

○愛媛県告示第1862号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	X f	間 別	日・新	敷 地 の幅 員	延 長	備考
県 道	久谷森松停車場線	松山市浄瑠璃町甲513番 5 から		旧	メートル 48~13 <i>A</i>	キロメートル 0 .088	
· 是	人口林仏厅里场級	同町甲902番2まで		新	14 <i>6</i> ~ 23 <i>A</i>	880. 0	

○愛媛県告示第1863号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の	種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	久谷和	森松停耳	車場線	松山市浄瑠		番 5 から					平成17年10月14日

○愛媛県告示第1864号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種	類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷幅	地	の員	延長	備	考
県	道	mマ <i>/+</i> -	ᇼᄭᄱ	松丘4白	大洲市稲積183番8から		旧		トル 7~1	1 4	キロメートル 0 205	,	
床 	坦	到性	来八帽	1八級	同市稲積177番5まで		新	7	8 ~ 1	4 5	0 205		

○愛媛県告示第1865号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年10月14日

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県 道	野佐	来八幡	浜線	大洲市稲積		ò					平成17年10月14日

○愛媛県告示第1866号

道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。 平成17年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道	路の種類	路線	名	区	間	旧・新 別	敷 ^t 幅	也の員	延長	備考
県	道	土居魚原	t: 4白	西予市城川町嘉喜尾3138番 5 から		旧	メートJ 2.8	レ ~ 21 2	キロメートル 0 337	
		上店 無 //	X. #5K	同町嘉喜尾3002番3まで		新		- 38 .6 - 38 .6	0 350 0 346	

○愛媛県告示第1867号

道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。 平成17年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	±	居魚成	線	西予市城川							平成17年10月14日

○愛媛県告示第1868号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延 長	備考
県 道	细少自地伯	南宇和郡愛南町平碆725番 2 から		旧	メートル 10 2~38 D	キロメートル 0.079	
宗 追	網代鳥越線	同町平碆726番地先まで		新	22 D~38 D	0 .083	

○愛媛県告示第1869号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年10月14日

道路の)種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	網	代鳥越	線	南宇和郡愛							平成17年10月14日

○愛媛県告示第1870号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種	類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷址幅	也の員	延長	備考
県	道	7	卜松城 ;	刀伯	南宇和郡愛南町小山696番6から		旧	メートJ 5 2	ا 68	キロメートル 0 .118	
			P421%)	乙級	同町小山700番まで		新	9.5	- 13 .6	0 .118	

○愛媛県告示第1871号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道	路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県	道	-:	本松城	辺線	南宇和郡愛		96番 6 から					平成17年10月14日

○愛媛県告示第1872号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路(の種類	路	線	名	X	間	旧・新別	敷幅	地	の員	延長	Ę.	備	考
県	道	÷+	支岬船走	·北 4 白	南宇和郡愛南町小成川389番 2 から		旧		·ル 3~!		キロメー 1 0 .124	-ル		
宗 	坦	同几	克 四十月日 A	以 称	同町小成川378番 6 まで		新	10 £	5 ~ 12	2 3	0 .124			

○愛媛県告示第1873号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、宇和島地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年10月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県 道	高	茂岬船	越線	南宇和郡愛同町小成川			ò				平成17年10月14日

○愛媛県告示第1874号

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成17年10月14日

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
17松局建(開)第41号 平成17年9月30日	伊予市下吾川字北野482番1、482番3、482番7、482番8、483番 1、483番2、484番及び482番7地先農道一部併用	伊予市上吾川甲35番地 1 芳我不動産 代表者 芳 我 孝 義
17西建管第840号 平成17年10月 3 日	西条市ひうち字西ひうち8番4、8番13及び8番29	今治市小浦町一丁目 4 番52号 今治造船株式会社 代表取締役 檜 垣 榮 治
17西建管第874号 平成17年10月 3 日	西条市樋之口字梅ヶ須賀436番10、436番10地先農道及び436番10地 先西側水路並びに同市喜多川字梅ヶ須賀736番2、739番2、739番 3、740番1、740番2、741番1、741番2、741番4、741番5、74 2番2、742番7、762番4、762番5、766番2、766番3、766番4 、768番3、768番4、770番2、739番2地先農道、739番3地先農道 道、740番1地先農道、740番1地先水路、742番2地先農道、742番 7地先農道、762番4地先農道、762番5地先東側農道、762番5地 先南側農道、766番2地先水路、766番3地先水路、766番4地先水路、768番3地先農道及び770番2地先農道	西条市神拝甲511番地109 有限会社すばる 取締役 井 下 富士男

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第10号

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成17年10月14日

> 愛媛県教育委員会 委員長 井 関 和 彦

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則(昭和37年愛媛県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。 第3条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とする。

第5条第1項中「、大学」を削る。

第1号様式中

Г	進 学希望校	立	高等學校中等教育学校·高等部) 高等專門学校·専修学校高等課程) 学部 短期大学·大学	科料	高等学校卒業 程度認定試験 合格年度	年度	を 」
г	進 学 希望校	立	高等学校 中等教育学校・高等部 高等専門学校 専修学校 高等課程))		科	に改める。

第3号様式中「学部、学科」を「科」に改め、同様式注1中「、高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に進学した場合に」を削り、同様式注13中「、高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に進学した場合に記入し」を削る。 第4号様式から第6号様式まで、第9号様式及び第10号様式中「学部、科」を「科」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に改正前の愛媛県奨学資金貸与条例施行規則(以下「旧規則」という。)第1号様式、第3号様式から第6号様式まで、第9号様式及び第10号様式の規定により提出されている書類は、改正後の愛媛県奨学資金貸与条例施行規則第1号様式、第3号様式から第6号様式まで、第9号様式及び第10号様式の規定により提出された書類とみなす。
- 3 この規則施行の際現にある旧規則第1号様式、第3号様式から第6号様式まで、第9号様式及び第10号様式の規定による 書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県教育委員会規則第11号

県立中学校の廃止及び県立中等教育学校の設置に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。 平成17年10月14日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

県立中学校の廃止及び県立中等教育学校の設置に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(県立学校における授業料等減免規則の一部改正)

第1条 県立学校における授業料等減免規則(昭和30年愛媛県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「入学金」の下に「、後期課程進級料」を加える。

第2条第2項中「入学金」の下に「、後期課程進級料」を加え、「一に」を「いずれかに」に改める。

第3条第2項、第8条第1項及び第9条中「入学金」の下に「、後期課程進級料」を加える。

(愛媛県教育委員会事務委任規則の一部改正)

第2条 愛媛県教育委員会事務委任規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「中学校及び高等学校」を「高等学校及び中等教育学校」に改める。

(学校教育法施行細則の一部改正)

第3条 学校教育法施行細則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第25条を削る。

第26条中「(県立の中学校を除く。)」を削り、同条を第25条とする。

第27条中「第25条」を「第26条」に、「高等学校」を「中等教育学校」に改め、同条の前に次の1条及び章名を加える。 (指導要録の様式及び編製)

- **第26条** 規則第12条の3第1項の規定により、県立の高等学校の校長が作成する指導要録の様式及び編製については、別に 定める。
- 2 規則第12条の3第2項の規定により、県立の高等学校の校長が作成する指導要録の抄本の様式は、別に定める。

第4章の2 中等教育学校

第29条及び第30条中「第25条」を「第26条」に改める。

(愛媛県県立学校管理規則の一部改正)

第4条 愛媛県県立学校管理規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

「第7節 中学校における入学、転学、退学等 目次中「中学校及び高等学校」を「高等学校及び中等教育学校」に改め、 第8節 高等学校における入学、転学、留学

(第41条の2 第41条の6) 「第7節 高等学校における入学、転学、留学、休学、退学等(第42条 第48 、休学、退学等(第42条 第48条の2)」 「第8節 中等教育学校における入学、転学、留学、休学、退学等(第48条の 条の2)

´ に改める。 3 第48条の8)」

「第2章 中学校及び高等学校」を「第2章 高等学校及び中等教育学校」に改める。

第3条中第1項を削り、第2項を第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 中等教育学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等は、別に定めるところによる。

第3条の2中「中学校及び高等学校」を「高等学校及び中等教育学校」に改める。

第4条第1項中「中学校」を「高等学校」に、「第55条」を「第65条」に改め、同条第2項中「高等学校」を「中等教育学校」に、「第65条」を「第65条の10」に改める。

第9条中「第55条又は第65条」を「第65条又は第65条の10」に改める。

第10条の2を削る。

第2章中第7節を削り、第8節を第7節とし、同節の次に次の1節を加える。

第8節 中等教育学校における入学、転学、留学、休学、退学等

(中等教育学校の入学及び編入学)

第48条の3 中等教育学校に入学することのできる者は、小学校又はこれに準ずる学校を卒業した者とする。

2 第1学年の途中又は第2学年以上に入学することのできる者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する生徒と同等以上の学力があると校長が認めた者とする。

(中等教育学校の入学の許可)

第48条の4 中等教育学校の入学は、別に定めるところにより行う入学者の選考に基づいて、校長が許可する。

2 前項の選考に係る志願手続については、別に定める。

(中等教育学校の前期課程の転学及び退学)

- 第48条の5 中等教育学校の前期課程に在学する生徒が転学を希望するときは、校長は、その生徒の在学証明書及び指導要録写しを転学先の校長に送付しなければならない。
- 2 中等教育学校の前期課程に転学を希望する生徒のあるときは、校長は、教育上支障のない場合には、転学を許可することができる。
- 3 校長は転学を許可した場合には、その生徒の従前在学していた中学校(中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校 及び養護学校(以下「特殊学校」という。)の中学部を含む。)の校長に、その旨を通知しなければならない。
- 4 中等教育学校の前期課程の全課程を修了する前に退学したときは、施行令第10条の定めるところによる。

(出席不良等の通知)

第48条の6 中等教育学校の校長は、施行令第20条に規定する学齢生徒があるときには、速やかに、同条の規定による通知

を市町村の教育委員会にしなければならない。

(全課程修了者の通知)

第48条の7 中等教育学校の校長は、毎学年の終了後、速やかに、施行令第22条の規定による通知を市町村の教育委員会に しなければならない。

(準用規定)

第48条の8 第45条から第47条までの規定は、中等教育学校の後期課程に、これを準用する。この場合において、第45条中「転学又は転籍」とあるのは、「転学」と読み替えるものとする。

第50条中「盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊学校」という。)」を「特殊学校」に改める。

第57条第2項中「第41条の4第1項、第41条の5及び第41条の6」を「第48条の5第1項、第48条の6及び第48条の7」 に改める。

(愛媛県県立学校学則の一部改正)

第5条 愛媛県県立学校学則(昭和33年愛媛県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第41条の3及び第41条の4、」を削り、「第47条まで」の下に「、第48条の4、第48条の5、第48条の8」を加え、「並びに第55条」を「、第55条」に改める。

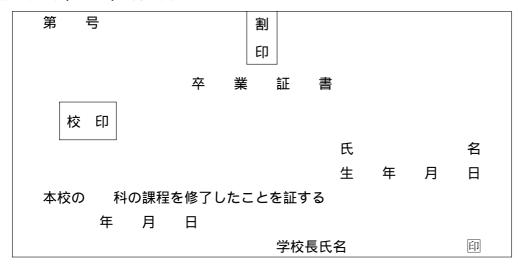
第14条の3第1項中「中学校」を「中等教育学校の前期課程」に改める。

第15条中「入学金」の下に「、後期課程進級料」を加える。

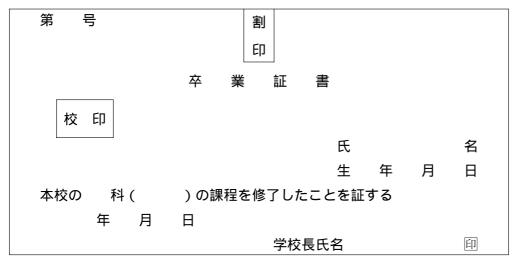
様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第6条関係)

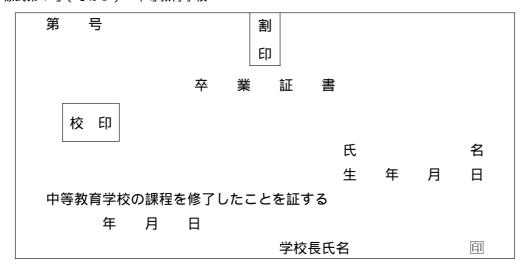
様式第1号(その1) 高等学校



様式第1号(その2) 専攻科



様式第1号(その3) 中等教育学校



(愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部改正)

第6条 愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則(昭和39年愛媛県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条中「別表第2の1」を「別表第1の1」に、「別表第2の2」を「別表第1の2」に、「別表第3」を「別表第2」に改め、同条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

(中等教育学校)

第3条 中等教育学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等は、別表第3に掲げるとおりとする。 別表第1を削る。

別表第2の1中「第3条」を「第2条」に、

Ξ	島高等学校	3年	普	通		科	840	4年	普	通	科	夜	160	
			商	業		科	120							
			情報	デザ	イン	科	120							
±	居高等学校	3年	普	通		科	520							
新居浜	東高等学校	3年	普	通		科	1 ,040							
新居浜	西高等学校	3年	普	通		科	960	3年以上	普	通	科	夜	160	
			生	活 文	化	科	120							
新居浜	南高等学校	3年	総	合:	学	科	480							١
Ξ	島高等学校	3年	普	通		科	800	4年	普	通	科	夜	120	
			商	業		科	120							
			情報	みデザ	イン	科	120							
±	居高等学校	3年	普	通		科	480							1.
新居浜	東高等学校	3年	普	通		科	1 ,000							15
新居浜	西高等学校	3年	普	通		科	960	3年以上	普	通	科	夜	160	
			生	活 文	化	科	80							
新居浜	南高等学校	3年	総	合 :	学	科	440							,
西	条高等学校	3 年	普	通		科	840	4年	普	通	科	夜	160	
			理	数		科	120							
			商	業		科	120							
西条農	業高等学校	3年	生	産 科	学	科	120							
			農	業土	木	科	120							を
			グし	リーン :	環境	科	120							-
			生	活 科	学	科	120							
			食	品科	学	科	80							
小	松高等学校	3年	普	通		科	400							
			ライ	フデサ	゚゙イン	'科	120							1
西	条高等学校	3年	普	通		科	800	4年	普	通	科	夜	160	
			理	数		科	120							
			商	業		科	120							
西条農	業高等学校	3年		産 科			120							
				業 土 			120							اد
				I ーン: 活 科			120							
				活 科品 科			120 40							
小	松高等学校	3年	普	通通		11 1 科	360							
-		_ '		フデサ			120							

第1702号

	平成17年10月14日	1		- 1	复		5	刊						第170	2亏	
г	今 治 東高等学校	3年	普	通		科	520									
	今 治 西高等学校	3年	普	通		科	1 ,040	4年	普		通		科	夜	160	を
									衛	生	看	護	科		80	
г	今 治 東高等学校	」 3年	 普	通		科	320									
	今 治 西高等学校	3年	普	通通		11 科	1 ,000	4年	普		通		科	夜	160	 [],
	7 / 日间分子仪	34		匝		17	1 ,000	7-4			看			11×	40	IC.
г		 	 				 	 	I I		Έ	□克	17		40	ر ا ا
	今 治 工 業高等学校	3年	機	械		科	120	4年	機		械		科	夜	160	
			電子				120		電		気		科		120	
			電	気		科	120									
			情報				120									_
			環境				120									を
			繊維				120									
	 伯 方高等学校	3年	デ ザ	· 1 —— 通		科 —— 科	120 240									1
	岩 城 分 校	2+		世		17	240	4年	普		通		科	昼夜	120	
г		 	 				 	1	 					 	l I	 T
	今 治 工 業高等学校	3年	機	械		科	120	4年	機		械		科	夜	120	
			電子				120		電		気		科		80	
			電	気		科	120									
			情報環境				120 120									ı-
			繊維				120									に、
			デザ				120									
	 伯 方高等学校	3年	普	<u>'</u> 通		11 科	240									-
	岩城分校					•••		4年	普		通		科	昼夜	80	
г		 2/5	 \\ \\	` æ		ΣVI	1 220	 	 					1	l 	
	松 山 東高等学校 松 山 西高等学校	3年	普普	通 —— 通		科 —— 科	1 ,320 640									-
	松 山 南高等学校	3年	普	通		11 1 科	1 ,120	3年以上	普		通		科	夜	160	を
	13 13 13 13 13		理	数		11	120				~			'^		
г		 2年	 				l I	 	 						[
	松 山 東高等学校 	3年	普普普	通 —— 通		科 — 科	1 280 360									_
	松山内高等学校	3年	普			科 科	1 ,080	3年以上	普		通		科	夜	160	に、
	አተውመመ ይ		理	数		科	120	2 1-71			~==			'^		
г	松 山 北高等学校	 3年	普	通		科	1 280	 	 					[[」 」を
г	松 山 北高等学校	3年	普	通		科	1 240									
г	松 山 工 業高等学校	3年	機	械		科	160	4年	機		械		科	夜	160	
			電子	- 機	械	科	120		電		気		科		160	
			電	気		科	120		建		築		科		160	
			電	子		科	120									
			情報				120									
			工業				120									
			建	築		科	120									を
			±	木		科	120									
			繊	維		科	120									
			,11-44	wπ		• •										1

	平成17年10月14日	3		愛	y	爰 県	報				第170)2号	
	松 山 商 業高等学校	3年	商	業	科	320	4年	商	業	科	夜	160	
			流通	経済	千科	360							
			国際	経済	科	120							
			情報ビ	ジネ	ス科	360							
г	松 山 工 業高等学校	3年	機	械	科	120	4年	機	械	科	夜	160	
			電子	機柄	1 科	120		電	気	科		160	
			電	気	科	120		建	築	科		160	
			電	子	科	120							
			情報	技術	う科	120							
			工業	化学	4 科	120							
			建	築	科	120							に、
			±	木	科	120							
			繊	維	科	120							
	松 山 商 業高等学校	3年	商	業	科	280	4年	商	業	科	夜	160	
			流通	経済	科	360							
			国際	経済	科	120							
			情報ビ	ジネ	ス科	360							۱ ا
г	V 1 10 10 11 X	3年		通	科	1 200						[」を
[伊 予高等学校	3年	普	通	科	1 ,160	1				 		
	大 洲高等学校	3年	普	通	科	480							を
			商	業	科	240]
Г	大 洲高等学校	3年	普	通	科	480							
			商	業	科	200							に、
	内 子高等学校	l l 3年		通	科	440		 			 	 	」 」を
г		3年	' -	通	科	400		İ			' 		
г	八幡浜工業高等学校	3年	機	械	科	120							
			電	気	科	120							
			情報	技術	う科	120							を
			±	木	科	120							١
г	八幡浜工業高等学校	3年	機	械	科	120							
			電	気	科	80							
			情報	技術	う 科	80							に、
			電気	技術	う 科	40							
			土	木	科	120							۱ ا
Г	宇 和高等学校	3年	普	通	科	360							
			生物	工 学	4 科	120							
				業	科	40							を
	野 村高等学校	3年		通	科	320							
			畜	産	科	120							L
Г	宇 和高等学校	3年		通	科	360							
				工 学		120							に、
	野 村高等学校	3年		通	科	280							.=,
			畜	産	科	120							1

	г	宇 和 島 南高等学校	3年	普	:	通		科	520	3年以上	普	通	科	夜	160	
١		宇和島水産高等学校	3年	海	洋:	漁	業	科	70							
١				水	産	食	品	科	105							
١				水	産 :	増	殖	科	105							
١				海	洋 :	I	学	科	70							
١				海	洋	技	術	科	35							+
١		吉 田高等学校	3年	普		通		科	240							を
١				機	7	械		科	120							
١				電	1	気		科	80							
١				電		子		科	80							
١				建	:	築		科	120							
١				電	気	電	子	科	40							ı
١	۲	宇 和 島 南高等学校	3年	普	;	通		科	320	3年以上	普	通	科	夜	160	
١		宇和島水産高等学校	3年	海	洋:	漁	業	科	35							
١				水	産	食	品	科	105							
١				水	産 :	増	殖	科	105							
١				海	洋	I	学	科	35							
١				海	洋	技	術	科	70							ات. ادر
١		吉 田高等学校	3年	普	:	通		科	240							IC.
١				機	i	械		科	120							
١				電	:	気		科	40							
١				電		子		科	40							
١				電	気	電	子	科	80							
١				建		築		科	120							1
	Г	南 宇 和高等学校	3年	普	:	通		科	840							
				農	į	業		科	120							を
	۲	南 宇 和高等学校	3年	普	:	通		科	800							
		13 3 1616 3 1 1		農		業		科	120							に改
- 1	- 1		ı	124		-1		1 1						1	ı	ı

め、同表を別表第1の1とする。

別表第2の2中「第3条」を「第2条」に改め、同表を別表第1の2とする。

別表第3中「第3条」を「第2条」に改め、同表を別表第2とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第3(第3条関係)

学	校	名	修業	年 限	生徒	定員	
今治東	中等教育	育学校	6	年	960		
松山西	百中等教育	6	年		960		
宇和島	南中等教	育学校	6	年	960		

備考 1 第1学年の入学定員は、生徒定員を修業年限で除して得た数とする。 2 後期課程の課程及び学科は、それぞれ全日制の課程及び普通科とする。

別表第4中

Г	第	_	養	護	学	校				2	年	保	育	10	
							幼	稚	部						
										1	年	保	育	5	

高

等

部

本

科

3

通

業

普

産

年

科

科

90

36

٦	今	治	養	護	学	校	小	学	部	6	年					
							中	学	部	3	年					
							高					普	通	科	150	
							等	本	科	3	年					
							部					産	業	科	42	
	太	陽	の	家	分	校	小	学	部	6	年					
							中	学	部	3	年					
	新	居	ì	<u></u>	分	校	小	学	部	6	年					に改め
							中	学	部	3	年					ICTX 0.
	東	予	学	悥	分	校	小	学	部	6	年					
							中	学	部	3	年					
	宇	和	養	護	学	校	小	学	部	6	年					
							中	学	部	3	年					
							高					普	通	科	90	
							等	本	科	3	年					
							部					産	業	科	42	J

に改め、同表備考

2中「肢体不自由者」の下に「及び病弱者(身体虚弱者を含む。)」を加え、「、第二養護学校にあつては病弱者(身体虚弱者を含む。)のための学校を」を削る。

(愛媛県教科書採択委員会規則の一部改正)

第7条 愛媛県教科書採択委員会規則(昭和41年愛媛県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「中学校」を「中等教育学校の前期課程」に改める。

(愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第8条 愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条の表義務教育課の項第1号中「(県立中学校を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同項第2号中「(県立中学校教職員を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同表高校教育課の項第9号中「県立中学校入学者選考」を「県立中等教育学校入学者選考」に改める。

(愛媛県県立中学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第9条 愛媛県県立中学校の通学区域に関する規則(平成14年愛媛県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。

愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則

第1条中「県立中学校」を「県立中等教育学校」に、「中学校」を「中等教育学校」に改める。

第2条及び第5条中「中学校」を「中等教育学校」に改める。

別表中「中学校名」を「中等教育学校名」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定、第4条中愛媛県県立学校管理規則第2章中第7節の次に1節を加える改正規定(第48条の4に係る部分に限る。)及び第8条中愛媛県教育委員会事務局組織規則第3条の表高校教育課の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 次の表の左欄に掲げる中等教育学校における平成18年度の教育課程の編成並びに平成17年度中に実施する入学者の選考及 び編入学者の選抜については、愛媛県県立学校管理規則第10条及び第3条の規定による改正後の愛媛県県立学校管理規則第 48条の4第1項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる中学校の校長が行うものとする。

今治東中等教育学校	今治東中学校
松山西中等教育学校	松山西中学校
宇和島南中等教育学校	宇和島南中学校

3 平成17年度中に実施する入学者の選考及び編入学者の選抜において、県外から前項の表の左欄に掲げる中等教育学校に入 学を志願する者があるときは、それぞれ同表の右欄に掲げる中学校の校長が教育長の承認を得て許可するものとする。 4 この規則施行の際現に今治東中学校、松山西中学校、宇和島南中学校及び第二養護学校に在学する児童及び生徒は、その時においてそれぞれ今治東中等教育学校、松山西中等教育学校、宇和島南中等教育学校及び第一養護学校の児童及び生徒となるものとする。

(高等学校の入学定員の特例)

5 第6条の規定による改正後の愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則(以下「改正後の県立学校の生徒定員等に関する規則」という。)別表第1の1備考2本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の学科については、平成18年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

 学 ;	校 名	全	日	制	の 課 程
j ,	IX T	学		科	入 学 定 員
Ξ	島高等学校	普	通	科	240
新居浜	東高等学校	普	通	科	320
新居浜	南高等学校	総合	3 学	科	120
西	条高等学校	普	通	科	240
今 治	西高等学校	普	通	科	320
松山	東高等学校	普	通	科	400
松山	北高等学校	普	通	科	400
松山商	業高等学校	商	業	科	80
伊	予高等学校	普	通	科	360
大	洲高等学校	商	業	科	40
内	子高等学校	普	通	科	120
八幡浜工	業高等学校	電気	技術	科	40
野	村高等学校	普	通	科	80
宇和島水	産高等学校	海洋	技術	科	35
吉	田高等学校	電気	電子	科	40
南宇	和高等学校	普	通	科	240

(高等学校の入学定員の適用除外)

6 次の表に掲げる学校の学科については、改正後の県立学校の生徒定員等に関する規則別表第1の1備考2の規定は、適用 しない。

	学	校	名	全日紀	制の記	果程	定時	制の記	果程	- 備 考	
-	7	ďΧ	10	学		科	学		科] 1/用 1 5	
Ξ		島高等	学校				普	通	科	平成18年度から生徒募集を	停止
新	居 浜	西高等	学校	生活	文化	2科				同	
今	治	東高等	学校	普	通	科				同	
今	治工	業高等	学校				機	械	科	同	
松	Щ	西高等	学校	普	通	科				同	
八巾	番浜工	業高等	学校	電	気	科				同	
				情報	技術	ī科				同	
宇	和島	南高等	学校	普	通	科				同	

(特殊学校の入学定員の特例)

7 改正後の県立学校の生徒定員等に関する規則別表第4備考1本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の高等部の学科については、平成18年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学	校	名	部	3	学 科	入学定員
第一	・養 護 学	校	高等部	本 科	普通科	28
第三	養護学	校	高等部	本 科	産業科	16

今 治 養 護 学 校	高等部	本 科	産業科	16
宇和養護学校	高等部	本 科	産業科	16

(愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

8 愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則(平成16年愛媛県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項中「別表第2の1」を「別表第1の1」に改める。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第9号

博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号)第24条の規定により、次のとおり博物館に相当する施設の指定を取り消した。

平成17年10月14日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

- 1 指定を取り消した博物館に相当する施設
- (1) 設置者の名称

窪田 義直

(2) 名称

愛媛亜熱帯植物園

(3) 所在地

伊予郡松前町大字中川原 928 番地

2 取消年月日

平成17年10月5日

○愛媛県教育委員会告示第10号

平成18年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項を次のように定める。

平成17年10月14日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

平成18年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項

平成18年度愛媛県県立高等学校の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。ただし、通信制の課程及び専攻科の入学者の選抜は、愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める要領により行う。

第1 募集

- 1 平成18年度県立高等学校の第1学年の募集人員は、別に定める。
- 2 職業教育を主とする学科のうち、農業、工業、商業及び水産に関する各学科においては、それぞれに属する2以上の学科について、一括して募集することができる。

第2 通学区域

通学区域は、愛媛県県立高等学校の通学区域に関する 規則(昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号)の定める ところによる。

第3 一般入学者選抜

1 出願資格

入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 平成18年3月末日までに中学校若しくはこれに準ず

る学校(以下「中学校等」という。)を卒業する見込 みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込み の者

- (2) 中学校等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程 を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 出願

入学志願者は、在籍又は出身の中学校等又は中等教育学校の校長(以下「中学校長」という。)を経て(在籍及び出身の中学校等及び中等教育学校のない場合は直接)、志願先高等学校の校長(以下「高等学校長」という。)に入学願書を提出しなければならない。この場合において、全日制の課程と定時制の課程とを併願することはできない。

出願期間は、平成18年2月17日(金)午前9時から同月23日(木)正午までとし、受付時間、出願手続等の詳細については、教育長が別に定める。

3 志願変更

入学志願者は、入学願書受付締切り後、平成18年2月24日(金)午前9時から3月2日(木)正午までの期間に、いずれの学校、いずれの課程、いずれの学科へでも1回に限り志願変更をすることができる。

なお、当該期間中の受付時間、変更手続等の詳細については、教育長が別に定める。

4 報告書

中学校長から高等学校長に提出する報告書は、次のと おりとし、その様式等については、教育長が別に定める

- (1) 調査書
- (2) 学習成績等一覧表
- 5 学力検査

入学志願者全員に対して次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

ア 全日制の課程

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする

イ 定時制の課程

国語を入学志願者全員に受検させることとし、社会、数学、理科及び英語の4教科から2教科を入学 志願者に選択させて、計3教科とする。

(2) 検査問題

中学校学習指導要領(平成10年12月文部省告示第 1 76号)に示されている各教科の目標及び内容に則し、 基本的事項について出題する。

(3) 検査期日

平成18年3月9日(木)及び同月10日(金)

(4) 学力検査場

志願先高等学校(本校又は分校)

6 面接及び実技テスト

- (1) 面接は、入学志願者全員に対して行う。
- (2) 実技テストは、工業科のデザイン科の入学志願者に対して行う。
- (3) 面接及び実技テストは、学力検査終了後に行う。

7 入学者の選抜

高等学校長は、報告書、学力検査の成績等を資料として、次により入学者を選抜する。

- (1) 各高等学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を 受けるに足る能力・適性等を判定する。
- (2) 全日制の課程については、次の第1選抜及び第2選抜の順に選抜し、合格者を決定する。ただし、入学志願者数が募集人員(推薦入学確約者を除く。以下この号において同じ。)を下回っている場合は、ア及びイ中「募集人員」とあるのは、「入学志願者数」と読み替えるものとする。

ア 第1選抜

調査書点(調査書の各教科の学習の記録の第1、第2、第3学年において履修した必修教科の評定の合計をいう。以下イにおいて同じ。)が上位から募集人員の90パーセント程度以内にある者のうち、調査書の記録並びに面接及び実技テストの結果が良好な者を対象にして、学力検査の成績の上位順に募集人員の70パーセント程度の者を選抜する。

イ 第2選抜

第1選抜で選抜されなかったすべての者を対象に、学力検査の成績(A)、調査書点(B)、調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価の得点(C)を用いて、募集人員の30パーセント程度の者を選抜する。この場合において、A、B及びCの比率は、それぞれAは3~6、Bは2~4、Cは2~4の範囲内とし、A、B及びCの比率の合計が10となるように高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、学力検査の成績、調査書の記録又は面接若 しくは実技テストの結果のいずれかにより成業の見 込みがないと判断した場合には、合格者としない。

(3) 定時制の課程については、高等学校長の判断により 、第1選抜を行わず、第2選抜の方法のみによってす べての合格者を決定することができる。

8 合格者の発表

合格者の発表を行う期日は、次のとおりとし、発表の 方法等は、教育長が別に定める。

平成18年3月20日(月)

9 第2次募集

定時制の課程については、第1次募集における合格者が募集人員に満たない場合は、第2次募集を行うものとする。この場合において、学力検査の教科は、第1次募集の場合に準ずる。

学力検査を行う期日は、平成18年4月4日(火)とし、合格者の発表を行う期日は、同月5日(水)とする。 なお、学力検査の方法等の詳細については、教育長が別に定める。

第4 推薦入学者選抜

1 実施学科

全日制の課程のすべての学科について実施する。

2 募集人員

推薦入学の募集人員は、普通科及び理数科にあっては 当該学科の募集人員の5パーセントから15パーセントま で程度の範囲内で、職業教育を主とする学科及び総合学 科にあっては当該学科の募集人員の20パーセントから30 パーセントまで程度の範囲内で高等学校長が当該高等学 校の学科ごとに定め、事前に公表する。

3 出願資格

- (1) 推薦入学を志願できる者は、平成18年3月末日まで に県内の中学校等を卒業する見込みの者又は中等教育 学校の前期課程を修了する見込みの者であって、次の 要件のすべてに該当し、かつ、在籍の中学校等又は中 等教育学校の校長(以下「在籍中学校長」という。) が推薦するものとする。
 - ア 当該高等学校・学科を志望する動機や理由が明白で適切であること。
 - イ 当該高等学校・学科に適性、興味・関心を有する こと。
 - ウ 人物が優れていること。
 - エ 調査書の記録が良好であり、当該高等学校・学科 における学習活動に成果が期待できること。
 - オ 次の要件のいずれかに該当すること。
 - (ア) 特別活動において優れた実績を有すること。
 - (イ) 校内外のスポーツ活動、文化活動、奉仕活動等 のうち、いずれかの分野において、熱心な活動が 見られること又は優れた成果を上げていること。
 - (ウ) 理数科又は職業教育を主とする学科を志願する者にあっては、調査書の各教科の学習の記録のうち、それぞれの学科に関連した教科において秀でていること。
- (2) 出願資格の詳細については、各高等学校長が、それ ぞれの高等学校の教育目標、当該学科の特色、地域性 等を十分考慮して定めるものとする。

4 出願

推薦入学志願者は、在籍中学校長を経て、高等学校長に推薦入学願書及び自己アピール書を提出しなければならない。

出願期間は、平成18年1月26日(木)午前9時から2 月2日(木)正午までとし、受付時間、出願手続等の詳 細については、教育長が別に定める。

5 報告書

在籍中学校長から高等学校長に提出する報告書は、次のとおりとし、その様式等については、教育長が別に定める。

- (1) 推薦書
- (2) 調査書

6 学力検査

学力検査は、行わない。

- 7 面接、集団討論、作文、小論文及び実技テスト
- (1) 推薦入学志願者全員に対して、面接及び集団討論のうちから少なくとも1つ並びに作文及び小論文のうちから少なくとも1つの合わせて2つ以上を行う。

なお、面接、集団討論、作文及び小論文の選定その 他実施内容は、高等学校長が当該高等学校の学科ごと に定め、事前に公表する。

- (2) 実技テストは、工業科のデザイン科の推薦入学志願者に対して行う。
- (3) 面接、集団討論、作文、小論文及び実技テストを行う期日及び場所は、次のとおりとする。

平成18年2月9日(木) 志願先高等学校(本校又は分校)

8 推薦入学者の選抜

高等学校長は、各高等学校、学科等の特色を踏まえて、自己アピール書、報告書並びに面接、集団討論、作文、小論文及び実技テストの結果等を総合的に判定し、推薦入学者を選抜する。

9 合格者の発表

合格者の発表を行う期日は、次のとおりとし、発表の 方法等は、教育長が別に定める。

平成18年3月20日(月)

○愛媛県教育委員会告示第11号

平成18年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項を次のように定める。

平成17年10月14日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

平成18年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項

平成18年度愛媛県県立中等教育学校の入学者の選考は、この要項に基づいて実施する。ただし、第4学年の欠員補充のための編入学については、愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める要領により行う。

1 募集人員

平成18年度県立中等教育学校の第1学年の募集人員は、 次のとおりとする。

愛媛県立今治東中等教育学校 160名 愛媛県立松山西中等教育学校 160名 愛媛県立宇和島南中等教育学校 160名

2 通学区域

通学区域は、次のとおりとする。

中等教育学校名	通 学 区 域
今治東	四国中央市、新居浜市、西条市、今治市、越智
	郡、松山市(平成16年12月31日現在における北
	条市の区域に限る。)
松山西	松山市、伊予市、東温市、伊予郡、上浮穴郡、
	大洲市、喜多郡、今治市のうち菊間町
宇和島南	大洲市、喜多郡、八幡浜市、西宇和郡、西予市
	、宇和島市、北宇和郡、南宇和郡

3 出願資格

入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する 者とする。

- (1) 平成18年3月末日までに県内の小学校又はこれに準ずる学校(以下「小学校等」という。)を卒業する見込みの者
- (2) 平成18年3月末日までに県外の小学校等を卒業する見込みの者で、教育長が特別に出願を認めたもの

4 出願

入学志願者は、在籍する小学校等の校長(以下「小学校長」という。)を経て、次の表の左欄に掲げる志願先の中等教育学校に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる中学校(以下「志願先学校に対応する中学校」という。)の校長(以下「中学校長」という。)に入学志願書及び入学志願理由書を提出しなければならない。

出願期間は、平成17年12月19日(月)午前9時から同月 26日(月)正午までとし、受付時間、出願手続等の詳細に ついては、教育長が別に定める。

愛媛県立今治東中等教育学校	愛媛県立今治東中学校
愛媛県立松山西中等教育学校	愛媛県立松山西中学校
愛媛県立宇和島南中等教育学校	愛媛県立宇和島南中学校

5 調査書

調査書は、小学校長から中学校長に提出するものとし、その様式等については、教育長が別に定める。

- 6 面接、作文及び適性検査
 - (1) 入学志願者全員に対して、面接、作文及び適性検査を行う。
 - (2) 面接、作文及び適性検査を行う期日及び場所は、次のとおりとする。

平成18年1月21日(土) 志願先学校に対応する中学 校

7 入学者の選考

- (1) 中学校長は、入学志願理由書、調査書並びに面接、作 文及び適性検査の結果を総合的に判断して、入学予定者 を選考する。
- (2) 入学予定者の発表を行う期日は、次のとおりとし、発表の方法等は、教育長が別に定める。 平成18年1月25日(水)午前9時
- 8 入学予定者の欠員の補充

入学辞退その他の理由により、入学予定者に欠員を生じた場合は、あらかじめ定めた補欠入学予定者の中から、入学意思を確認の上、これを補充する。

なお、欠員を補充する期間、その実施方法等については 、教育長が別に定める。

○愛媛県教育委員会告示第12号

平成18年度愛媛県県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等 部入学者選抜実施要項を次のように定める。

平成17年10月14日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

平成18年度愛媛県県立盲学校、**雙**学校及び**養護**学校の 高等部入学者選抜実施要項

平成18年度愛媛県県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の本科及び専攻科の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。

1 募集人員

平成18年度県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の本科及び専攻科の第1学年の募集人員は、別に定める。

2 出願資格

入学を志願できる者は、心身の故障が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に定める程度の者で、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

(1) 本科

- ア 平成18年3月末日までに盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部若しくは中学校(以下「中学部等」という。)を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- イ 中学部等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程 を修了した者
- ウ 中学部等を卒業した者と同等以上の学力があると認 められる者

(2) 専攻科

- ア 平成18年3月末日までに盲学校、聾学校若しくは養 護学校の高等部、高等学校又は中等教育学校(以下「 高等部等」という。)を卒業する見込みの者
- イ 高等部等を卒業した者又はこれと同等以上の学力が あると認められる者

3 出願

入学志願者は、在籍学校又は出身学校の校長(以下「在籍学校等校長」という。)を経て(在籍学校及び出身学校のない場合は直接)、志願先学校の校長(以下「志願先校長」という。)に入学願書を提出しなければならない。

出願期間は、平成18年2月1日(水)午前9時から同月 16日(木)正午までとし、受付時間、出願手続等の詳細に ついては、愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」とい う。)が別に定める。

4 報告書

在籍学校等校長から志願先校長に提出する報告書は、次のとおりとし、その様式等については、教育長が別に定める。

- (1) 調査書
- (2) 健康診断票
- 5 学力検査

盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の本科(普通科を除く。)及び専攻科の入学志願者に対して次により学力検査を行う。

(1) 本科

ア 検査教科

志願先校長が、学校の実態に応じて決定する。

イ 検査問題

盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指 導要領(平成11年3月文部省告示第61号)に示されて いる中学部の各教科の目標及び内容に則し、基本的事項について出題する。

ウ 検査期日

平成18年3月3日(金)

工 検査場

志願先の盲学校、聾学校又は養護学校(本校)

(2) 専攻科

ア 検査教科

松山盲学校長が、学校の実態に応じて決定する。

イ 検査問題

盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領(平成11年3月文部省告示第62号)に示されている各教科の目標並びに各科目の目標及び内容に則し、基本的事項について出題する。

ウ 検査期日

平成18年3月3日(金)

工 検査場 松山盲学校

6 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して行う。

(2) 適性検査

ア 志願先校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。

- イ 内容は、志願先校長が、学科の特色に応じて決定する
- (3) 期日

学力検査の検査期日と同じ日とする。

7 入学者の選抜

志願先校長は、報告書、学力検査の成績等を資料として 、次により入学者を選抜する。

- (1) 各学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受ける に足る能力・適性等を判定する。
- (2) 合否の判定に当たっては、報告書並びに学力検査の成績、面接及び適性検査の結果等を総合して判定する。
- 8 合格者の発表

合格者の発表を行う期日は、次のとおりとし、発表の方 法等は、教育長が別に定める。

平成18年3月20日(月)

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第2号

教育委員会事務局

県 立 学 校

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改 正する訓令を次のように定める。

平成17年10月14日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部 を改正する訓令

(愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部改正

)

第1条 愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程(昭和 32年2月愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のよう に改正する。

第1条第2項の表総務課の項第9号中「(県立中学校を除く。)」を削り、同表教職員課の項第1号中「(県立中学校教職員を除く。以下同じ。)」を削る。

(愛媛県県立学校修学旅行実施要領の一部改正)

第2条 愛媛県県立学校修学旅行実施要領(昭和39年3月愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する

第4条に次のただし書を加える。

ただし、中等教育学校においては、前期課程、後期課程、それぞれ1回とする。

第5条第1号を削り、同条第2号中「(盲学校」を「、中等教育学校の後期課程並びに盲学校」に改め、「を含む。)」を削り、同号を同条第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び 養護学校の中学部 4泊5日

第6条第1項第1号を削り、同項第2号中「高等学校」の下に「及び中等教育学校の後期課程」を加え、同号を同項第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 中等教育学校の前期課程 25人

(愛媛県県立学校教育課程基準の一部改正)

第3条 愛媛県県立学校教育課程基準(昭和48年3月愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。 第1条を削る。

第2条中「施行規則」を「学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)」に改め、同条を第1条とし、同条の次に次の1条を加える。 (中等教育学校)

- 第2条 中等教育学校の前期課程の教育課程については、施行規則第54条の2の規定に基づく中学校学習指導要領(平成10年12月文部省告示第176号)及び施行規則第65条の11第1項の規定に基づく中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件(平成10年11月文部省告示第154号)によらなければならない。
- 2 中等教育学校の後期課程の教育課程については、施行規則第57条の2の規定に基づく高等学校学習指導要領及び施行規則第65条の11第1項の規定に基づく中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件によらなければならない。

別表第1中「第2条」を「第1条」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 次の表の左欄に掲げる中等教育学校における平成18年度 の修学旅行について、愛媛県県立学校修学旅行実施要領第 7条第2項の規定に基づき平成17年度中に教育長に協議す るときは、同項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄 に掲げる中学校の校長が行うものとする。

今治東中等教育学校	今治東中学校
松山西中等教育学校	松山西中学校
宇和島南中等教育学校	宇和島南中学校

公営企業公告

〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年10月14日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

医療機械の購入

(2) 購入物品名及び数量

デジタル×線透視撮影装置一式(移動型×線テレビ装置一式、ワークステーション一式、記録装置一式、フィルムプリンター一式、周辺機器一式、据付け、調整等一式)

- (3) 購入物品の内容等 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限 平成18年 3 月25日
- (5) 納入場所 愛媛県立新居浜病院
- (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「機械器具類」又は「薬品類」について平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の 交付場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係 〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2 電話 (089)912 2794

(2) 入札書の受領期限

平成17年11月29日(火)午後3時20分

- (3) 入札説明書の交付方法
 - (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所 平成17年11月29日(火)午後3時20分 愛媛県公営企業管理局会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入 札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明 する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しな ければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関 し説明を求められた場合は、これに応じなければならな い。

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入 札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入 札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業 管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計 規程第 176 条において例によることとされる愛媛県会計 規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制 限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったもの を落札者とする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Digital X ray Television System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 3:20 p .m . 29 November 2005
- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Administration Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2794

〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年10月14日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名

医療機械の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

磁気共鳴画像診断(MRI)システム一式(磁気共鳴画像診断装置一式、周辺機器一式、据付け、調整等一式)

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期限

平成18年3月26日から平成24年3月25日まで

(5) 借入場所 愛媛県立中央病院

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成17 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を 有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期限の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の 交付場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係 〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2 電話 (089)912 2794

(2) 入札書の受領期限

平成17年11月29日(火)午後2時

- (3) 入札説明書の交付方法
 - (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所

平成17年11月29日(火)午後2時 愛媛県公営企業管理局会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入 札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明 する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しな ければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関 し説明を求められた場合は、これに応じなければならな い。

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入 札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入 札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 =

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業 管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計 規程第 176 条において例によることとされる愛媛県会計 規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制 限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったもの を落札者とする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Magnetic Resonance Imaging System, 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p m . 29 November 2005
- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Administration Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2794

〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年10月14日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名

医療機械の借入れ

(2) 借入物品名及び数量 血管連続撮影システム一式(血管造影 X 線診断装置一 式、周辺機器一式、据付け、調整等一式)

(3) 借入物品の内容等 入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期限

平成18年3月26日から平成24年3月25日まで

(5) 借入場所

愛媛県立中央病院

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成17 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を 有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期限の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の 交付場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係 〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2 電話 (089)912 2794

(2) 入札書の受領期限平成17年11月29日(火)午後2時20分

- (3) 入札説明書の交付方法 (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所 平成17年11月29日(火)午後2時20分 愛媛県公営企業管理局会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入 札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明 する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しな ければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関 し説明を求められた場合は、これに応じなければならな い。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入

札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入 札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業 管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計 規程第 176 条において例によることとされる愛媛県会計 規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制 限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったもの を落札者とする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Angiography System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:20 p.m. 29 November 2005
- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Administration Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

-111, -1, 101 -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111, -111

TEL 089 912 2794

〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年10月14日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

医療機械の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

県立病院コンピュータ断層装置(CT)システム二式(コンピュータ断層撮影装置二式、周辺機器二式、据付け、調整等二式)

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期限

平成18年3月26日から平成24年3月25日まで

(5) 借入場所

愛媛県立今治病院

愛媛県立新居浜病院

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成17 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を 有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期限の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の 交付場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係 〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2 電話 (089)912 2794

- (2) 入札書の受領期限 平成17年11月29日 (火)午後2時40分
- (3) 入札説明書の交付方法 (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所 平成17年11月29日(火)午後2時40分 愛媛県公営企業管理局会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入 札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明 する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しな ければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関 し説明を求められた場合は、これに応じなければならな い。

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入 札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入 札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業 管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計 規程第 176 条において例によることとされる愛媛県会計 規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制 限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったもの を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be leased:
 X ray Computed Tomography Scanner System of Prefectural Hospital, 2 set
- (2) Time limit of tender: 2:40 p.m. 29 November 2005
- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Administration Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2794

〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年10月14日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名

医療機械の借入れ

(2) 借入物品名及び数量 シンチレーションカメラシステム一式(デジタルガン マカメラー式、周辺機器一式、据付け、調整等一式)

(3) 借入物品の内容等 入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期限

平成18年3月26日から平成24年3月25日まで

(5) 借入場所 愛媛県立新居浜病院

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成17 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を 有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の 4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期限の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の 交付場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2794

(2) 入札書の受領期限

平成17年11月29日(火)午後3時

- (3) 入札説明書の交付方法
 - (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所 平成17年11月29日(火)午後3時 愛媛県公営企業管理局会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入 札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明 する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しな ければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関 し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入 札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入 札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業 管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計 規程第 176 条において例によることとされる愛媛県会計 規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制 限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったもの を落札者とする。

(7) その他詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Digital Gamma Camera System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 3:00 p.m. 29 November 2005
- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Administration Bureau, Ehime Prefectural Government, 4, 4, 2, Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790, 8570, Japan

TEL 089 912 2794

任免辞令

○公営企業任免辞令

9月30日

愛媛県技術吏員 酒 井 希美子

미미

小 村 智 子

同

石 川 亜 子

同

森 明恵

願により本職を免ずる(各通)

主任業務員

渡 部 学

願により職務を解く

○公営企業任免辞令

10月1日

藤谷太郎

愛媛県技術吏員に任命する

医療職(一)4級を命ずる

医監を命ずる

県立中央病院麻酔科部長を命ずる

入 船 和 典

愛媛県技術吏員に任命する

医療職(一)2級を命ずる

県立今治病院内科医長を命ずる

新 居 章

愛媛県技術吏員に任命する

医療職(一)1級を命ずる

技師を命ずる

県立中央病院勤務を命ずる

報 愛 媛 県 平成17年10月14日 第1702号